

台風21号に伴う災害救助法適用地域のお客様に対する
電話料金等の取り扱いについて

このたびの台風21号により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

西日本電信電話株式会社(以下、NTT西日本)は、このたびの台風21号の影響に伴い、災害救助法が適用された地域を対象に、以下の特別措置を、お客様からのお申し出に基づき実施します。

なお、今後、災害救助法適用地域の追加があった場合は、同様の措置を拡大します。

【災害救助法適用地域】沖縄県八重山郡与那国町(2015年10月2日時点)

1. 電話サービスの基本料金等^{※1}の取り扱い

災害救助法適用地域のお客様が、避難されるなど実態的にご契約中の電話サービスが全くご利用できなかった場合には、その期間^{※2}の基本料金等を無料とします。

※1 回線使用料、屋内配線使用料、機器使用料、付加機能使用料等。

※2 電話等がご利用できなかった期間は、連続する24時間を単位に無料日数を計算します。

なお、無料化の期間は最大4ヶ月までとさせていただきます。

2. 電話サービス以外の電気通信サービスの取り扱い

フレッツ・ADSL等の電話サービス以外の電気通信サービスの料金についても、電話サービスに準じた取り扱いとします。

3. 電話料金の支払期限の延長

お客様の電話料金(災害救助法の適用期間中に支払期限をむかえる請求書)をコンビニエンスストア、金融機関の窓口等においてお支払いいただいているお客様については、支払期限を請求書記載の日付より1ヶ月間延長します。

(注)口座振替又はクレジットカードによるお支払いのお客様については、自動的に口座引き落としとなり、支払行為が不要であることから対象外とさせていただきます。

4. 移転工事費の取り扱い

被災による避難で仮住居への移転工事等が生じた場合の工事料金を無料とします。

5. 本件に関するお問合せ先

局番なしの「116」(受付時間:午前9時～午後5時)

携帯電話・PHSからは0800-2000-116

(NTT西日本エリア以外からはご利用になれません)

一日も早い復旧を、心よりお祈り申し上げます。

(本件に関する報道機関からのお問い合わせ先)

NTT西日本 広報室 報道担当

TEL:06-4793-2311